◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３１８号（H27.　9. 25）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝９件（９月１８日～９月２４日分）
（１）乗合バスの健康起因事故
（２）貸切バスの衝突事故
（３）法人タクシーの死傷事故①
（４）法人タクシーの衝突事故①
（５）法人タクシーの火災事故
（６）法人タクシーの衝突事故②
（７）法人タクシーの死傷事故②
（８）トラックの酒気帯び運転事故
（９）トラックの衝突事故
２．９月・１０月は、自動車点検整備推進運動強化月間です！
３．事業用自動車事故調査委員会による報告書（貸切バスの追突事故）を公表しました！
４．バス輸送（特に高速乗合バス）の安全対策の徹底について
５．「事業用自動車事故調査報告書」で提言のあった再発防止策への取り組みについて
６．乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
７．事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
８．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
９．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
１０．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
１１．ホイ-ル･ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
１２．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１３．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
１４．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
１５．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１６．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について

１７．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１８．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

事故は、タクシーが走行中、ボンネットから出る煙を認め停車したところ、煙が激しく上がりエンジンルーム内の右半分が焼損した模様。

（６）法人タクシーの衝突事故②
９月２２日（火）午後１１時５０分頃、兵庫県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが同社の従業員１名を乗せて回送運行中、対向の軽自動車と衝突した。
この事故により、従業員１名が死亡し、タクシーの運転者及び軽自動車の運転者が軽傷を負った。
事故は、山間の片側１車線の緩やかな右カーブにおいて、タクシーが路上に立ち止まっていた鹿を避けようとして対向車線にはみ出した模様。

（７）法人タクシーの死傷事故②
９月２４日（木）午後７時１５分頃、宮崎県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名を乗せて運行中、道路を横断していた歩行者１名をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
事故は、信号及び横断歩道のない直線道路において、タクシーが道路を横断していた歩行者に気付くのが遅れ、急ブレーキをかけたが間に合わず、はねた模様。

（８）トラックの酒気帯び運転事故
９月２３日（木）午前５時５０分頃、千葉県の市道において、同県に営業所を置くトラックが運行中、道路脇に駐車していた乗用車に衝突した。
この事故による負傷者はなし。
トラックの運転者は、酒気帯び運転により警察に逮捕された模様。

（９）トラックの衝突事故
９月２４日（木）午後１２時頃、東京都の都道交差点において、埼玉県に営業所を置くトラックが運行中、乗合バス（乗客９名）に追突した。
この事故により、バスの乗客８名、バスの運転者及びトラックの運転者の合計１０名が軽傷を負った。
事故は、トラックが、信号待ちのため停止していたバスに気付くのが遅れ追突した模様。

◇◇◇

このため、国土交通省では、関係団体等で構成する自動車点検整備推進協議会と協力して「自動車点検整備推進運動」を実施中です。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000114.html

◇◇◇

上記の内容は、平成２７年７月１４日付け、国自安第３５号、国自旅第８４号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。バスの運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。

◇◇◇

に疲労を感じたときには早期に休憩する必要がある。　等

運送事業者等の関係者の方々におかれましては、この再発防止対策を参考として、より一層安全性の高い運行管理業務に取り組まれますようお願い致します。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
　→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html

◇◇◇

当該報告書を公表いたしましたのでお知らせします。

・事業用自動車事故調査報告書（トラクタ・コンテナセミトレーラの横転事故）
・事業用自動車事故調査報告書（大型トラックの積載物（劇物）落下漏洩事故）

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html

◇◇◇

でお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

起こして摩擦熱から過熱し、火災に至ることがあります。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety028.html

◇◇◇

国土交通省では、事故発生直後に事故対策本部を設置し、宮城交通(株)への監査、事故原因の調査分析を進めてきました。
警察とも連携した原因調査の中では、事故発生前に運転者が意識を消失していた可能性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。
高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html

◇◇◇

新監査方針は平成２５年１０月１日から施行、新処分基準は平成２５年１１月１日から施行。
詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。
今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕
・H27年8月：ＳＡＳ対策マニュアル「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～ＳＡＳ対策の必要性と活用～」
・H26年4月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆